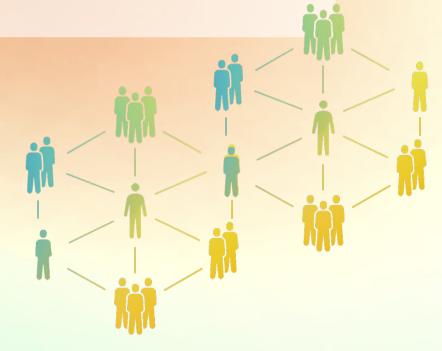


2022年度 休眠預金活用事業

立ち直りを支える 地域支援ネットワーク創出事業

公募説明会資料

土日本更生保護協会



◆日本更生保護協会について



活動

- ・保護司や更生保護施設などの 民間団体に対する助成
- ・月刊誌「更生保護」、教材等の刊行
- ・広報・啓発事業
- ・更生保護関係者向け研修会、顕彰等



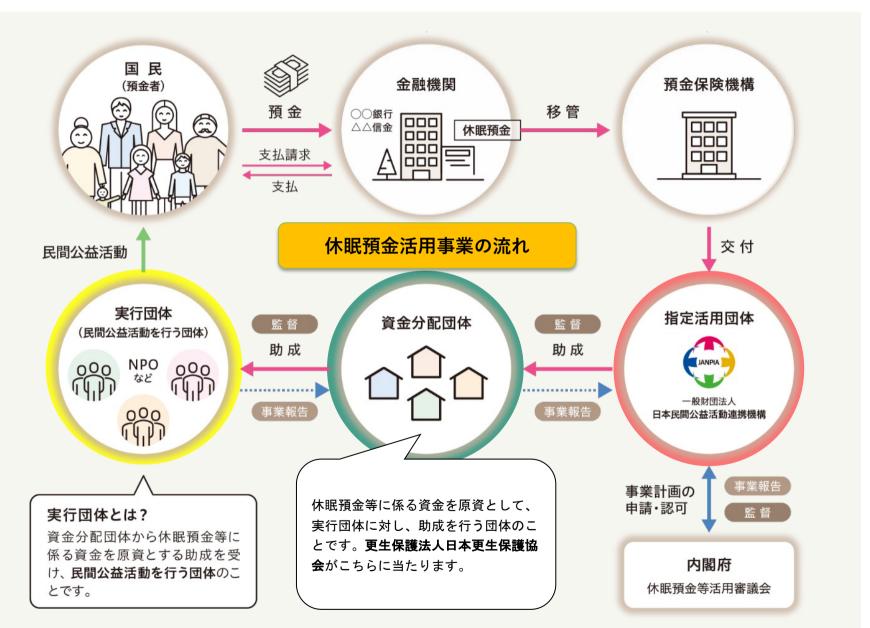
説明会目次

- 1. 休眠預金活用事業とは
- 2. 助成事業について
- 3. 事業評価について
- 4. 公募について

説明会目次

- 1. 休眠預金活用事業とは
- 2. 助成事業について
- 3. 事業評価について
- 4. 公募について

1. 休眠預金活用事業とは



指定活用団体

JANPIA

資金分配団体

日本更生保護協会

実行団体

公募で選ばれた団体様

⇒3者の協働体制で事業を実施

更生保護法人日本更生保護協会 2022年度休眠預金活用事業 公募説明会資料



休眠預金活用事業の概要



2022年12月9日月実施 一般財団法人日本民間公益活動連携機構(JANPIA) 事業部 プログラムオフィサー 阪上 英祐

休眠預金等交付金に係る資金の活用によりめざす姿



○活用の目的

1. 国、地方公共団体が対応困難な社会の諸課題の解決を図る

2. 社会の諸課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みの構築

出典:内閣府Webサイト「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針」

https://www5.cao.go.jp/kyumin_yokin/kihonhoshin/kihonhoshinhenkou.pdf

休眠預金活用事業の特徴



- ▶事業の透明性や国民、ステークホルダーへの説明責任
- > 事業の成果の可視化⇒社会的インパクト評価の実施
- > 民間公益活動を担う組織の能力強化を目的とした伴走支援

「休眠預金」とは何ですか



「休眠預金等活用法」

2009年1月1日以降の取引から10年以上、その後の取引のな

い預金等、これを「休眠預金」と呼びます。

その休眠預金を社会課題の解決や民間公益活動の促進のため

に活用する制度が休眠預金活用事業です。

休眠預金活用事業の原資は国民の資産ということになります。

休眠預金になっても払戻は可能です!!

ガバナンス・コンプライアンス体制等の整備



「自律的かつ持続的な仕組みの構築」という観点から、実行団体の皆様には 申請~事業実施を通じてガバナンス・コンプライアンス体制の整備をお願いしています。

^{ひな影●} 申請時提出資料 ガパナンス・コンプライアンス体制現況確認書 (実行団体)
事業名:
団体名:
ガパナンス・コンプライアンス体制の現況(申請時)について、適切な資金管理をはじめ事果実施に必要となる意思決定や進参管理等に必要 となるルール等の整備状況を本確認書にて申告いただきます。
■ ステップ1 以下について、申請時点での現況を確認します。 接択に至った場合には、以下の事業を確認しつつ事業を進めていくことなるため、申請時に事前に確認を行うものです。 なお、探釈に至った場合に、現況を被差えてさらに体制強化を図る予定がある場合はその内容についてご記載ください。
【資金提供契約書籍結時までに確認をしておきたい事項】 1. 適切な資金管理を実現する体制について Q1. 資金管理を実現する体制について Q1. 資金管理を設に関するルールが明確化されている場合、どのような形で明確化されているのかを具体的に配載ください。 例事務を担づバライン・手服者をに沿った実務連用など ※単にガイドラインや手順者、規程類が用意されているにとどまらない、実効性が確保されていることが重要です。
Q2. 経理担当者(入出金の実務を行う担当者)の環況(専任者の有無、常勤・非常勤、その他対応状況など)について記載(ださい。 ※事業実施の当事者と資金の管理(出金処理などの管理実務)は分離されていた方が、適切性が向上すると考えられます。 例) 経理担当者は事務局に配置された職員(常勤)であり、事業実施担当者とは区別している。
2. 今回申請事業を事業実施期間中を通じて適切に実行できる体制の有無 G3. 経理責任者による管理体制(経理担当者の実務を管理する体制)、理事会の運営など、組織としての意思決定の体制について記載して
(だされ、 領)事務局長が経理責任者として経理事務を管理監督している。また、定款の規定に基づき理事金が設置され、理事金の理事の構成については特定の企業・団体等からの独立性を確保しており、社員総会は定款の規定に基づき適切に運用されている。
■ステップ2 事業が採択された場合に、資金提供契約締結以降、段階的に対応が必要となる以下の事項についての現況の確認を行います。
【事業実施期間中を通じて段階的に登えていく事項】 ・理事の職務権限に関すること・職員の給与支払い、就業に関するルールの整備 ⇒ ソーシャルセクターで活躍する人材の確保・育成、就労環境の整備は事業の持続可能性向上の視点からも重要! ・コンプライアンス体制・内部通報者保護・利益相反防止・倫理に関すること・ ・情報公開に関すること・文書管理に関すること・事務局運営のルール・リスク管理に関すること・監事に関すること・
Q4. 上記事項は、現時点で必ずしも整備されていることを求めない事項ですが、現況について具体的に記載ください。 例) ①内部連報者保護に関することは整備されているが、コンプライアンス体制・利益相反防止・倫理に関することは整備されていない。

参考資料 ガパナンス・コンプライアンス体制の整備について		
がパナンス・コンプライアンス体制の整備にあたってルール化や規程類を整備される場合には、以下を参考としてください。		
※不表は、公差財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人について レス・コンプライアンス体制を確認してください。なお、不明点等は季団体へご相談ください。 ※複種類を作成する際は、JANPIAの規程類も是非参考としてください:https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html	よ、下表を参考にガバナ	
体制整備にあたってのポイントとなる事項	(参考)JANPIAの規程質	
●社員総会・評議員会の運営に関すること		
(1)開催時期·頻度		
(2)招集権者		
(3)招集理由		
(4)招集手続		
5)決議事項		
(6) 決議 (過半数か3分の2か)	·評議員会規則 ·定款	
別の利害関係を有する場合の決議からの除外 員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいるこ 記法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としない ます。		
(8)議事録の作成		
●理事会の構成に関すること ※理事会を設置していない場合は不要です。		
(1)理事の構成 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこ 上した)内容を含んでいること	定款	
(2) 理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えな いこと」という内容を含んでいること		
●理事会の運営に関すること ※理事会を設置していない場合は不要です。		
(1)開催時期・頻度		
(2)招集權者		
3)招集理由		
4)招集手続		
5)決議事項	・定款	
(6)決議 (過半数か3分の2か)	•理事会規則	
(7)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		
(8)議事録の作成		
● 経理に関すること		
1)区分経理		
2)会計処理の原則		
3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		
4)勘定科目及び帳簿	経理規程	
5)金銭の出納保管	1	
(6)収支予算 (7)決算		
// 仄弄		
役員及び評議員の報酬等に関すること		
	役員及び評議員の数	
1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	酬等並びに費用に関	
1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額 2)報酬の支払い方法		
1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額 2)報酬の支払い方法 ■職員の給与等に関すること	酬等並びに費用に関	
1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額 2)報酬の支払い方法	役員及び評議員の 酬等並びに費用に関 する規程 給与規程	
1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額 2)報酬の支払い方法 職員の給与等に関すること 1)基本給、手当、賞与等 2)給与の計算方法・支払方法	酬等並びに費用に限 する規程	
●役員及び評議員の報酬等に関すること 1) 役員及び評議員 (個いている場合にのみ)の報酬の額 2) 報酬の支払い方法 ● 減員の給与等に関すること 1) 基本給、手当、賞与等 2) 総与の計算方法・支払方法 ● 理事の職務権限に関すること IANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	酬等並びに費用に限 する規程	

評価とは?





仲間や賛同者を 増やす手段

事業運営の管理ツール

「実行団体向け評価ハンドブック」より

https://www.janpia.or.jp/dantai/dantai_gate/normal/2021/download/news/workshop/workshop-9.pdf

伴走支援とは?



日本更生保護協会

「立ち直りを支える地域支援ネットワーク創出事業」

(資金支援 非資金的支援)

= 伴走支援



3つの支援領域

子どもおよび若者の支援

日常生活または社会生活を営む上で 困難を有する者の支援 活力の低下での他社会的に困難な状況に直面している地域の支援

3つの達成目標

社会の諸課題の解決

3支援領域における課題解決

組織基盤強化

民間公益活動の自立した担い手の 育成

環境整備

社会の諸課題が自律的かつ持続的に 解決される仕組みの構築

3つの達成目標に向けた資金分配団体からの伴走支援 JANPIAからの伴走支援(企業とのマッチング支援、ファンドレイジング講座など)

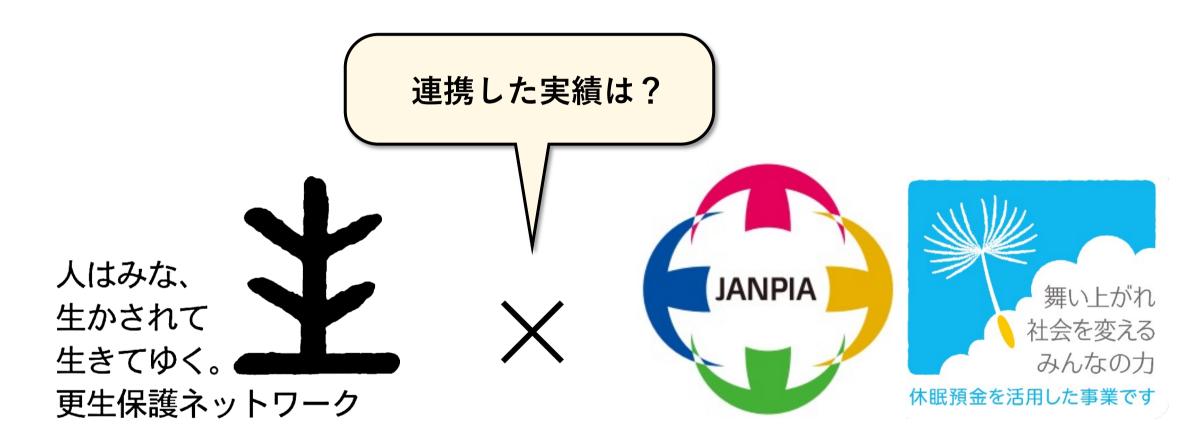
休眠預金活用事業への評価



- ~資金分配団体・実行団体からの意見(広報活動における取材を通じて)
 - →最長3年間の複数年度事業、年度ベースでの助成金の前払い
 - ▶実行団体に寄り添った伴走支援(非資金的支援) (資金分配団体からもJANPIAからも)
 - ▶組織の信頼性、信用性の獲得 (新たな連携先の開拓など)

1. 休眠預金活用事業とは

日本更生保護協会 と 休眠預金活用事業



1. 休眠預金活用事業とは

日本更生保護協会 と 休眠預金活用事業

⇒2019年度枠で採択され、2023年3月まで絶賛事業継続中です!

参考:2019年事業 2019年度事業名 エリア/団体数/助成額	安全・安心な地域社会づくり支援事業 今回の公募テーマとは異なり、 バラエティ型でした 全国 / 10団体 / 1団体あたり300万×3年			
,一直一直,一直一直一直,一直一直一直,一直一直,一直一直,一直一直,一直一				
更生保護法人ウィズ広島	更生保護法人	全国再非行防止ネットワーク協議会	認定NPO法人 神奈川県 就労支援事業者機構	NPO法人 愛知県 就労支援事業者機構
更生保護法人 滋賀県 更生保護事業協会	認定NPO法人 ジャパンマック	NPO法人 TFG	NPO法人 のわみ サポートセンター	NPO法人 両全トウネサーレ

TO

説明会目次

- 1. 休眠預金活用事業とは
- 2. 助成事業について
- 3. 事業評価について
- 4. 公募について

助成事業テーマ

立ち直りを支える地域支援ネットワーク創出事業

罪を犯した人が、犯罪以外で自らの課題を解決できるよう、 立ち直りを支えられる地域の仕組み作りを目指して

解決したい社会課題

罪を犯した人が抱える複雑な課題



立ち直りを支える地域の支援者の課題

罪を犯した人を取り巻く課題

他者への基 本的信頼感 がない

生活スキル の乏しさ

虐待・貧困、基 本的な愛着関係 の欠落など劣悪 な生育環境

> 自己肯定感 が低い

障害がある ことに気が つかない

グレーゾー ンで支援が 受けられな LI

コミュニ ケーション 能力が低い 知的・精神・ ない

発達など様々

な障害

支援につな がる機会が

> 借金等の 問題

生活基盤の もろさ

犯罪を反復す る中で様々な ものを喪失

家族など健 全な人間関 係を喪失

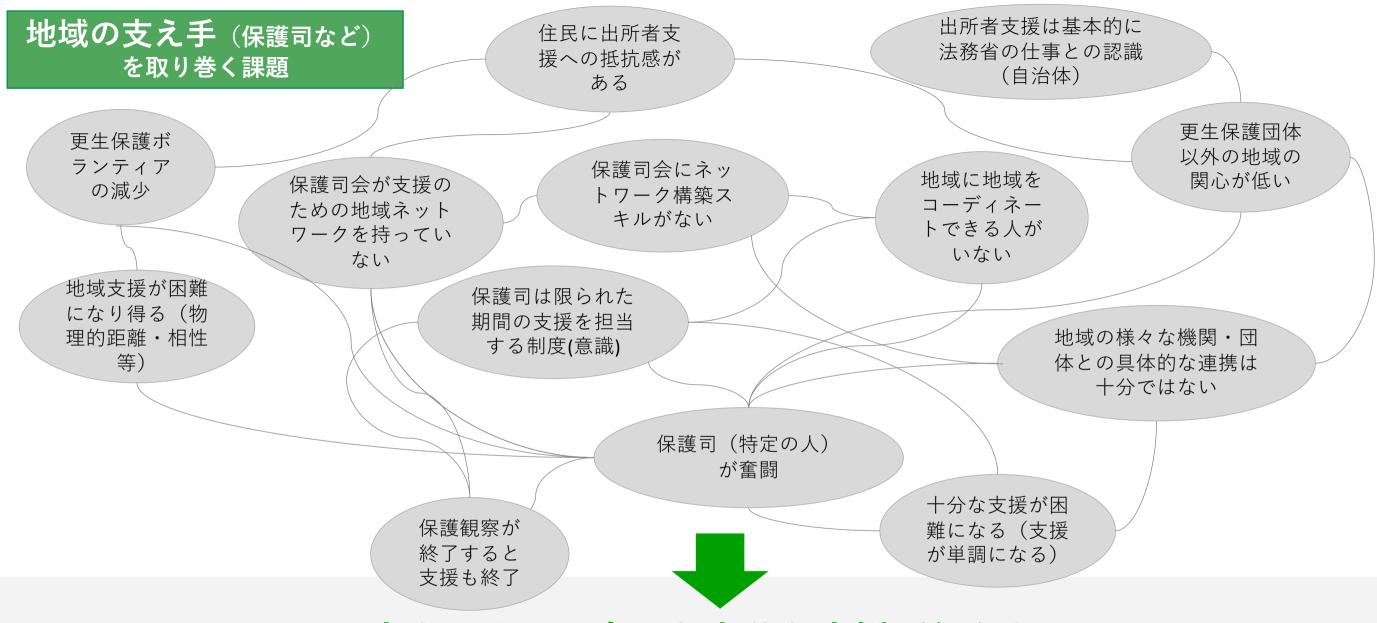




薬物依存等 で健全な生 活の喪失

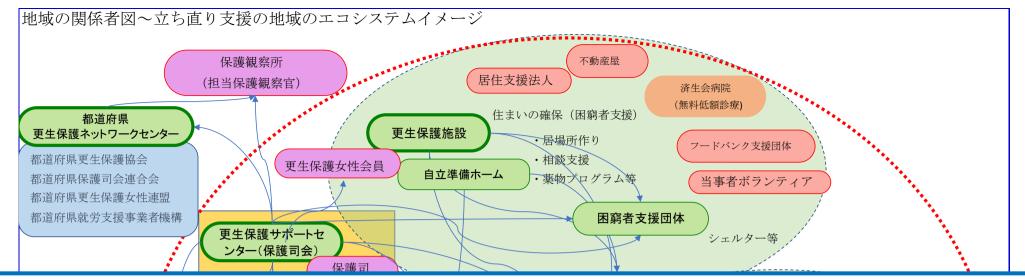
さまざまな問題に対する 解決の手段として「犯罪」を選択してしまう

⇒ 刑務所出所者等が再犯を繰り返す

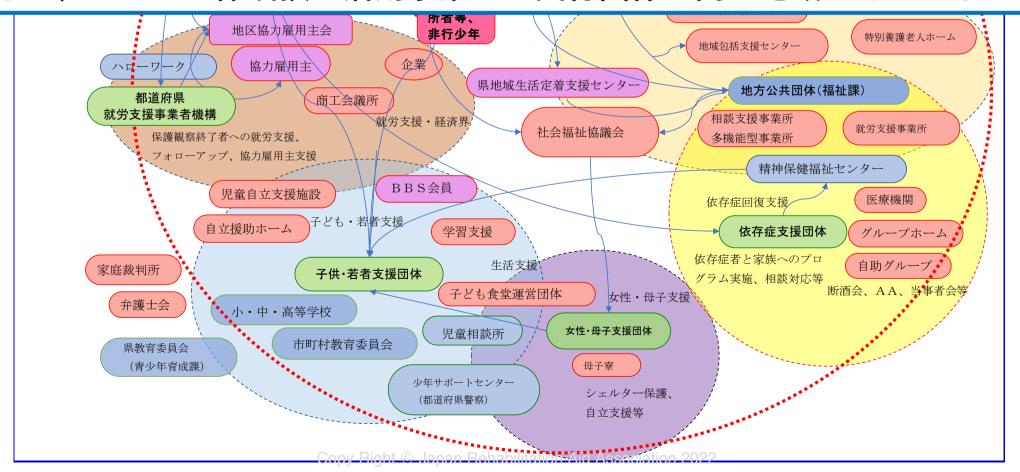


本人の課題に合った十分な支援が行えない

⇒刑務所出所者等が再犯を繰り返す



もし、2019休眠預金活用事業の10実行団体が同じ地域にあったら?



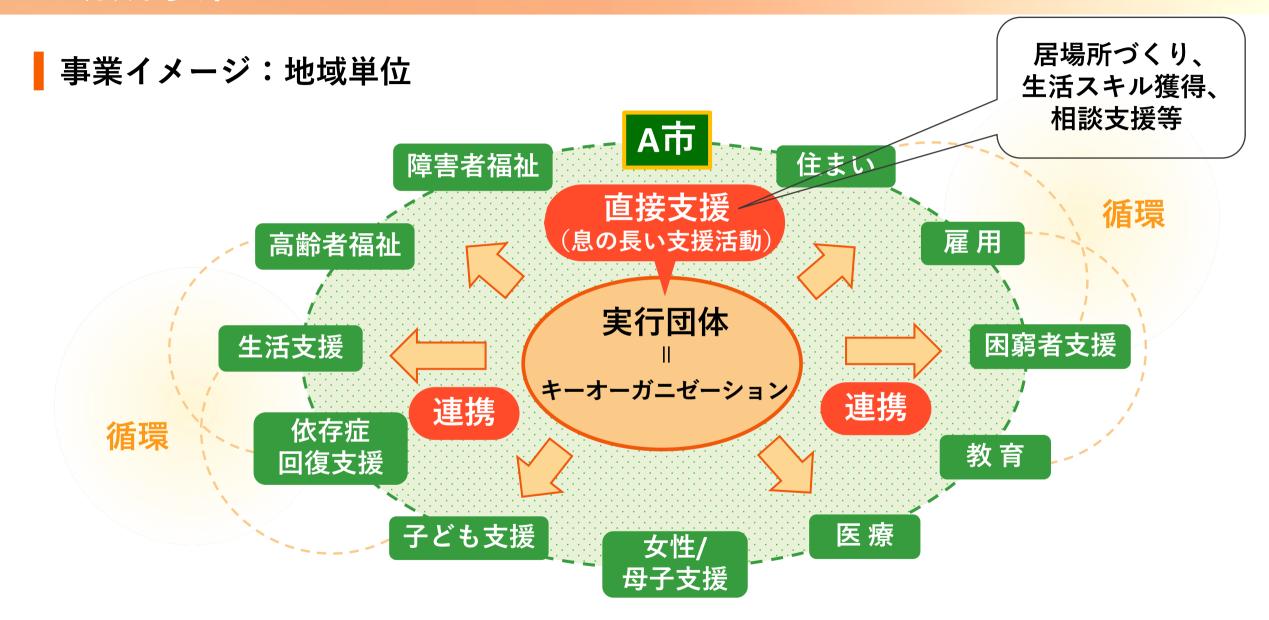
事業を通じた目標

地域の中に、多様な関係者で構成される地域支援ネットワークを創出し、 罪を犯した人が、自らの課題を犯罪以外の手段で解決出来るような 支援の仕組みを作る。

【地域支援ネットワーク】

地域の様々な資源、多様な機関・団体・個人が、罪を犯した人の立ち直りに対する支援について、相互に連携して支援を提供。

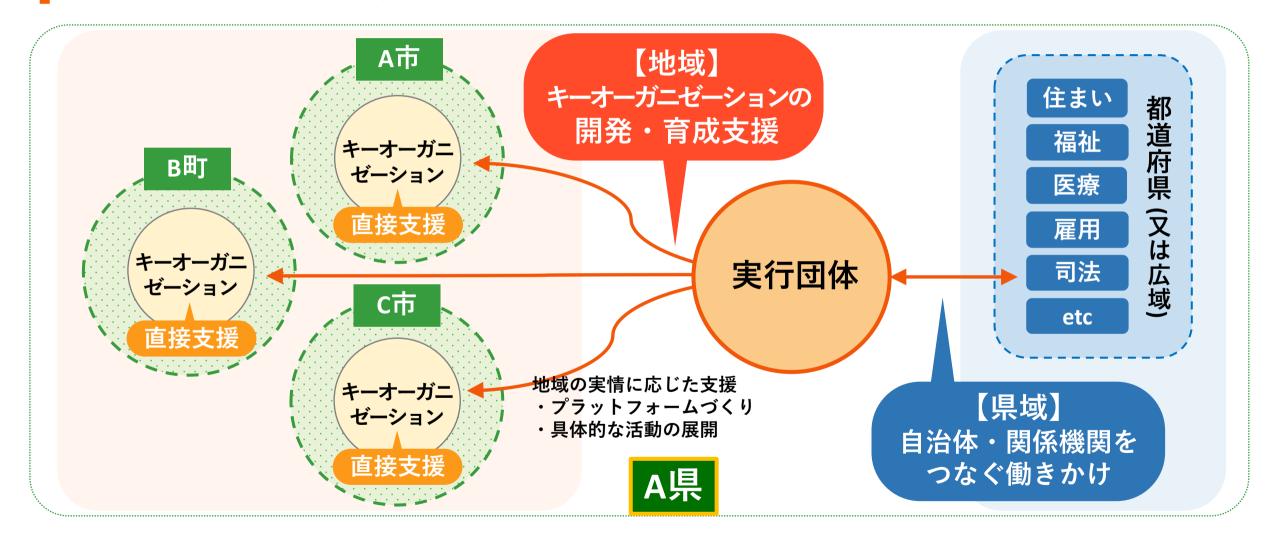
最終的には、どの機関・団体からつながっても、その人が必要とする支援につながれるような、網の目の細かい自律性の高いつながりのこと。







事業イメージ:県域(広域)単位



中期的なゴール・成果/ 2030年(事業終了後5年)

支援を受ける人 の状態 • 刑務所出所者等や非行少年が、地域の多様な機関の支援を受けて、自らの課題を犯罪以外の方法で解決できるようになり(再犯に陥ることなく)、地域社会の一員として生活している。

実行団体の 状態 • 地域にキーパーソン・キーオーガニゼーションが存在し、関係機関・団体等と顔の見える連携を継続し、他地域の取り組みも参考に、より良い支援、新たな支援に取り組み続けている。

地域の状態

• 保護司など更生保護関係者が孤立することなく、地域の多様な機関・団体が相互に協力して刑務所出所者等への息の長い支援 を実施でき、保護司の確保にも繋がっている。

短期的なゴール・成果/ 2025年(事業終了時)

支援を受ける人の状態

• 刑務所出所者等や非行少年が、地域支援ネットワークにつながり、地域で孤立せず相談できる状態になる。

実行団体の 状態

• キーパーソン、地域のキーオーガニゼーションが確保され 十分育ち、事業終了後も実行団体が活動を維持できる。

地域の状態

• 地域において、刑務所出所者等や非行少年に対する支援に、 更生保護関係者だけでなく、地域の多様な機関・団体が協力・連携して支援に当たっている。

資金分配団体の活動(伴走支援)

- * 当協会休眠預金活用事業担当者による個別相談等 (少なくとも毎月1回定例面談を行います。)
- *地域連携先となる保護司会等更生保護関係団体とのつなぎ
- *実行団体相互の学びの機会の提供
- *中長期アウトカム達成に向けて必要な伴走支援
- * そのほか、各種**情報提供、広報支援、困りごとへの対応**など、 必要に応じた支援を実施する予定です。

出口戦略

本事業は2023年度から2025年度の<u>3年間の限定的な事業ではなく、</u> 中・長期的なゴールに向けた提案を期待しています。

当協会としても、3年後の事業継続に向けて、十分に相談に乗り、 具体的な支援についても行ってまいります。

出口戦略イメージ

- *独自資金の確保(他助成の獲得・ファンドレイジング取組)
- *行政の施策化
- *他の事業、他の活動との接続
- *他の団体とのネットワーク形成(負担の分散)による事業継続

説明会目次

- 1. 休眠預金活用事業とは
- 2. 助成事業について
- 3. 事業評価について
- 4. 公募について

3. 事業評価について

休眠預金活用事業の特徴



▶事業の透明性や国民、ステークホルダーへの

もれなくついてきます!

- ▶事業の成果の可視化⇒社会的インパクト評価の実施
- ▶ 民間公益活動を担う組織の能力強化を目的とした伴走支援

3. 事業評価について

事業評価=社会的インパクト評価とは?

簡単にいうと...

事業や活動によって起きた社会的・環境的な「変化」を 定量的・定性的に把握し、価値判断していくこと。

社会的インパクト評価のアウトライン

選定時・事前評価

(主に事業計画段階)

課題の分析

(ニーズの分析)

+

事業設計の分析

(セオリーの分析)

中間評価終了時

(事業実施中)

実施状況の分析

(プロセスの分析)

事業終了時

(事後評価)

(事業によっては終了から 一定期間経過後にも実施)

アウトカム の分析 **+**

事業報告

評価報告

3. 事業評価について



説明会目次

- 1. 休眠預金活用事業とは
- 2. 助成事業について
- 3. 事業評価について
- 4. 公募について

公募概要

立ち直りを支える地域支援ネットワーク創出事業 罪を犯した人が、犯罪以外で自らの課題を解決できるよう、立ち直りを支えられる地域の仕組み作りを目指して 罪を犯した人の立ち直りを支えるために必要な地域の資源をつなぎ、 全国 実施地域 対象団体 包括連携を行うことができる、民間の非営利組織 2023年4月~2026年3月 事業実施期間 ① 市区町村域を実施地域とする団体:3団体程度 募集実行団体 1団体当たり600万円程度(3ヵ年) ・類別 ② 都道府県域(又は広域)を実施地域とする団体:2団体程度 ・採択予定数 1団体当たり2,100万円程度(3ヵ年) ・助成額 ※公募状況によって、それぞれの団体数は変更の可能性もあります 2023年1月25-31日まで ※延長につき訂正しました (2022.12.23) 公募期間

対象となる団体・地域

ネットワーク作りを行う 事業を主幹にしていること

事業に対応しうる体制 であること

コンソーシアム型の場合 主幹団体が資金管理すること

対象となる団体・対象となる地域

- ・国内に主たる事業所を有する、民間の非営利組織(特定非営利活動法人、一般社団法人、社会福祉法人、更生保護法人等)
- ・罪を犯した人の立ち直りを支える活動に取り組んでおり(又は取り組む意思を持っており)、都道府県(広域)又は市町村単位で、罪を犯した人の立ち直りを支えるために必要な地域の資源(福祉(高齢・障害・精神)、困窮者、依存症、住まい、就労、子供・若者・女性・外国人等様々な支援団体、経済団体ほか多様な団体)をつなぎ、包括連携を行うことができる団体
- ・十分に事業趣旨を理解して成果に向かって取り組む意欲がある団体であれば、更生保護関係団体でなくてもまったく問題ありません。保護司会など更生保護関係者と、今後、良好な関係を築きたいという意思と、それに向けた活動をお願いします。なお、連携関係がない場合でも、幣団体で、更生保護関係団体との連携についてサポートしていきます。
- 1 団体 1 申請に限ります。
- ・法人格を有さない任意団体の申請も可能です。ただし、本事業は 連携・協働を推進していただく前提として、既に一定期間(2 年以上を目安)の活動経験、実行体制、意思決定の機関やプロセスが明確になっているかなど十分なガバナンス・コンプライアンス体制を有している団体に対する助成を想定しております。任意団体での申請を検討されている場合は、可能な限り事前にご相談ください。
- ・複数の組織が協働で事務局を担うコンソーシアム型の申請も可能です。その場合は体制図にその旨をご記載ください。ただし、その場合も主幹事となる団体(民間の非営利組織に限る)を決めて頂き、資金分配団体である日本更生保護協会はその団体に対して助成金の支払いや契約手続き等を行います(主幹事団体以外のガバナンスやコンプライアンスに関しては個別に調整いたします)。

助成対象経費について

- ・3年間の複数年度の助成
 - ・助成額は、助成期間を通した合計で確定
 - ・原則として、4月と7月と10月に分割して支払います
- ・助成額の最大15%は管理的経費として充当可能
 - ・管理的経費は、助成・貸付け・出資を実施するために必要な経費
 - ・人件費を対象とする場合には、人件費水準等を公表すること
- ・助成額の支払いは概算払い

総事業費の概念図と経費内容

総事業費の8割まで助成

公募要領 p.3抜粋

A:助成額 (A+Bを100%とした場合80%以下となります)

直接事業費 Aに対して85%以上 管理的経費 Aに対して15%以下

B 自己資金や民間資金など(A+Bを100%とした場合20%以上となります)

C:評価関連経費(助成額「A」の5.0%以下)

事業開始時点で 20%の確保が難しい 場合は、事業3年目 までにご用意頂く形 の特例もございます

直接人件費の助成対象事業従事分、謝金、旅費交通費、 消耗品費、通信費、印刷製本費、会場借料、借料損料等 (事業において場所を賃貸する必要がある場合は賃料、光熱水費等も可能)

- ・役職員の人件費
- ・管理部門等の管理経費
- ・事務所の家賃等

助成額とは別枠で申請可能 ※使用例:評価アドバイザーへの依頼等

申請書類について

これらすべて必要です

- (様式01) 助成申請書(登録印の押印が必要)
- (様式02) 団体情報
- (様式03) 事業計画書 ※別添(様式03-2) 事業計画補足資料を含む
- (様式04) 資金計画書
- (様式05) 役員名簿
- (様式06) ガバナンス・コンプライアンス体制現況確認書
- (様式07) 自己資金に関する申請書
- (様式08) 申請書類チェックリスト
- (様式09) コンソーシアムに関する誓約書
- (様式10) 現地訪問ヒアリング 日時希望アンケート表

(任意提出)団体パンフレットや広報誌等、参考となる資料 ※様式はありません。

- +団体情報として
- ・定款
- ·登記事項証明書
- ・事業報告書
- •貸借対照表
- 損益計算書

などが必要です

※詳細は様式08を参照

(様式03) 事業計画書 について

(様式01) 助成申請書(登録印の押印が必要)

(様式02) 団体情報

(様式03) 事業計画書 ※別添(様式03-2) 事業計画補足資料を含む

(様式04) 資金計画書

(様式05) 役員名簿

(様式06) ガバナンス・コンプライアンス体制現況確認書

(様式07) 自己資金に関する申請書

(様式08) 申請書類チェックリスト

(様式09) コンソーシアムに関する誓約書

(様式10) 現地訪問ヒアリング 日時希望アンケート表

(任意提出)団体パンフレットや広報誌等、参考となる資料 ※様式はありません。

- +団体情報として
- ・定款
- · 登記事項証明書
- 事業報告書
- •貸借対照表
- 損益計算書

などが必要です

※詳細は様式08を参照

(様式03) 事業計画書 について

様式03-2は補足資料で、様式03と同じ項目も 含まれます。**様式03-2には事業計画を記入する にあたって取り組むと参考になるワークシート もあります**ので、よろしければご使用ください。 (様式03) 事業計画書

休眠預金活用事業	事業計画書	必須入力セル 任意入力セル			
基本情報					
資金分配団体 事業名(主)		立ち直りを支える地域支援ネットワーク創出事業			
	事業名(副)				
	団体名	更生保護法人 日本更生保護協会	コンソーシアムの有無	なし	
実行団体	事業名 (主)				
	事業名 (副)				
	団体名		コンソーシアムの有無		
事業の種類1 ①草の根流		①草の根活動支援事業			
		①-1全国ブロック			
)補足資料					

(様式3-2) 事業計画書補足資料

事業計画書の追記

エクセルで記入した内容のほか、本パワーポイントにて以下についてお書きください。

(様式03-2

1. 事業概要

(特に、公募要領とは違った視点の事業(活動)提案がある場合は、具体的に記載して下さい。)

- 2. 連携・対話戦略について
- 3. 事業終了後の持続可能性
- 4. 関連する主な実績
- 5. 事業実施体制(事務局・外部含む)

次ページ以降の<u>記入スペースは適宜増減</u>して活用してください。 独自様式でシートを追加していただいて構いませんが、このファイルに入れ込むようにして ください。

(様式04) 資金計画書 について

- (様式01) 助成申請書(登録印の押印が必要)
- (様式02) 団体情報
- (様式03) 事業計画書 ※別添(様式03-2) 事業計画補足資料を含む
- (様式04) 資金計画書
- (様式05) 役員名簿
- (様式06) ガバナンス・コンプライアンス体制現況確認書
- (様式07) 自己資金に関する申請書
- (様式08) 申請書類チェックリスト
- (様式09) コンソーシアムに関する誓約書
- (様式10) 現地訪問ヒアリング日時希望アンケート表
- (任意提出)団体パンフレットや広報誌等、参考となる資料 ※様式はありません。

- +団体情報として
- ・定款
- 登記事項証明書
- 事業報告書
- 貸借対照表
- 損益計算書

などが必要です

※詳細は様式08を参照

(様式04)資金計画書 について

- (様式04) 資金計画書を記入するにあたりましては、
- (参考01) 積算の手引きをご参照ください。

説明や記載例が載っています。



(参考01) 実行団体向け積算の手引き



2022 年度通常枠 2022 年度新型コロナ及び原油価格・物価高騰 対広支援枠

実行団体向け積算の手引き

2022年10月



(様式04) 資金計画書 について:積算の留意点

- 1) 資金計画は助成金申請額と自己資金又は民間資金を合わせた事業総額について記載
- 2)複数年度にわたる事業は、各事業年度および事業期間全体の資金計画を作成
- 3) 会計費目は、選定申請団体が通常使用する会計費目で分類
- 4) 各費目は、基準単価および算出根拠を提示
- 5) 社会通念上、妥当と認められない水準の場合には、調整することがあり
- 6) 管理的経費で申請事業の経費としての特定が困難な費用は他事業と按分し算出根拠を明示
- 7) 管理的経費に人件費を含む場合は、水準を公表すること
- 8) 評価等に係る調査関連経費として、助成等の額の5%程度を、 団体の状況や必要性に応じて助成等の額と別枠で申請可能

審査基準

※審査は第三者の外部専門家等から構成される審査会議を実施します。

特に重	①実行可能性	業務を安定して推進できる組織内の体制となっているか、また役割分担が明確か。 予算が適切か。当該計画は、目指す成果に向けた具体的なものとなっているか。		
に重視するポ	②継続性	助成終了後の計画(支援期間、出口戦略や工程等)が具体的かつ現実的か。 事業期間中、継続に向けてどのような活動に取り組む予定か、それは具体的なものか。		
小イント	③連携と対話	多様な関係者との協働、事業の準備段階から終了後までの体系的な対話が想定されているか。事業を進める上で必要と考えられる多様な関係者との関係性がどのような状態か。多様な関係者との対話の状況、合意についてどの程度あるか。		
	④事業の妥当性	社会状況や課題の問題構造の把握が十分に行われており、資金分配団体が設定した課題 に対して妥当であるか		
	⑤ガバナンス・コンプライアンス	事業計画書に示す事業を適確かつ公正に実施できるガバナンス・コンプライアンス体 制等を備えているか		
	6 先駆性(革新性)	社会の新しい価値の創造、仕組みづくりに寄与するか。既存の更生保護の取組を尊重 するが、それにこだわりすぎず、新しい視点を取り入れているか。		
	⑦波及効果	事業から得られた学びが組織や地域、分野を超えて社会課題の解決につながることが 期待できるか		

Copy Right © Japan Rehabilitation Aid Association 2022

選定の流れ

※申請締切の延長にともない、赤字部分の日程を訂正しました(2022.12.23)

	時期	内容	備考
	12月5日(月)~1月31日(火)	公募期間	
公	12月9日(金)	公募説明会	特設サイトにて資料・動画公開中
募	12月12日(月)~28日(水) 1月4日(水)~27日(金)	個別相談会	事前申込み制 ※申請団体は必ず個別相談会に参加して下さい
	1月31日(火)	申請締切	※申請書類はメール添付で送付下さい
	~2月上旬	1次審査	事務局(書類不備/コンセプト確認)
審	2月上旬~下旬	訪問ヒアリング	1次審査通過団体のみ
審查~内	3月上旬	2次審査	外部審査員による審査会
内定	3月中旬	実行団体決定	
	3月中旬~下旬	内定団体説明会	
	4月~	契約締結・事業開始	

Copy Right © Japan Rehabilitation Aid Association 2022

皆様からのご申請 お待ちしております

■日本更生保護協会 事務局(休眠預金活用事業担当)

TEL: 03-3356-5721 FAX: 03-3356-7610

E-mail: Qmin@kouseihogo-net.jp

担当:藤井、梅本、石畑